

福井県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和7年3月19日（水）午後1時30分～
- 2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館4階 第1会議室
- 3 出席者
委員：安達辰典、此下美千雄、田辺喜代春、中川邦宏、天谷菜海、橋本恵美、三浦麻
事務局：吉村書記長、頼本書記長補佐、津田書記長補佐、児玉書記、小竹原書記、長島書記、手賀書記
- 4 欠席者
委員：坂口奈美、多田照代、田原大輔
- 5 会長あいさつ（略）
- 6 農林水産副部長（水産）あいさつ（略）
- 7 議事録署名委員：安達辰典、三浦麻
- 8 議 事
 - (1) 協議事項
 - ・令和7年度 目標増殖量について
 - (2) 報告事項
 - ・資源管理の状況等の報告について
 - (3) その他
 - ・議事録署名委員指名

此下会長：それでは、議事を進めます。

議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。福井県内水面漁場管理委員会運営規程第12条の規定によりまして、会長及び会長の指名する出席委員のうち2名が署名することとなっております。本日の署名委員は、安達委員と三浦委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

・令和7年度 目標増殖量について

原田会長：それでは、議事に入ります。

まずは、令和7年度の目標増殖量について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局：資料は、資料1から資料1-7になります。束でクリップ留めをしていますので、こちらを御覧ください。また、資料の不足等ありましたら、途中でお伝えいただけますようよろしくお願いいたします。

毎年、委員会で協議しております目標増殖量について、本日、事務局のほうであらかじめ令和7年度の案を算定いたしましたので、御協議していただきたいと思っております。

まずは、資料1を御覧ください。

「増殖義務」というふうに書いてありますが、そちらについてまず御説明をさせていただきますと思っております。

内水面においては、第五種共同漁業権の免許は、漁業法第168条に基づき、当該内水面が増殖に適していること、免許を受けた者が増殖を行うことが必要になっております。

委員会は、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう、増殖義務の基準となる目標増殖量を各漁業権者に示し、漁業権者が目標増殖量を達成できるよう指導するとともに、毎年、増殖実施状況についての報告を求めることになっております。

また、漁業権者は、第五種共同漁業権の免許申請時等におきまして、漁業権対象種において毎年実施する増殖の内容とその規模の最低基準を定めており、それが増殖計画となっております。

ここで示します増殖とは、米印で記載しておりますが、水産動植物の数や個体の重量を増加させる行為で、具体的には放流や河川での移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流も含まれます。これらの行為は積極的な増殖行為と呼ばれ、目標増殖量においては、魚種別に定量的に数値で定めております。

漁具や漁法、漁期や漁場、採捕物に係る制限や禁止は消極的行為というものに分類され、水産庁からの指導に基づき、その行為単独では増殖の義務の履行には計上できません。

このように申しましたが、具体的な行為としましては、キャッチ・アンド・リリース区の設定ですとか、禁漁区の設定、またある一定の漁具の使用禁止等が該当いたします。

続きまして、2番の令和7年度 目標増殖量（案）に移らせていただきます。

まず初めに、目標増殖量の案は、資料1枚めくっていただきまして資料1-2に一覧で載っているとおりでございます。さらに、併せて御覧いただきたいのが資料1-3になります。

資料1-2は来年度、令和7年度の目標増殖量を魚種別に示したものの、また資料1-3は過去の目標増殖量との比較を載せています。資料に記載がありますように、目標増殖量に増減自体はありますが、過去の目標増殖量の値と大きな差がないことが分かるかと思えます。

こちらの数字の詳しい算定方法については、後ほど御説明させていただきます。

続きまして、資料1-4を御覧ください。こちらも表、裏になっておりまして、一部色がグレーで着色しています。

資料1-4は、まず右2列、参考比較という部分を御覧ください。

今回の目標増殖量の案、令和7年度目標増殖量（C）と書いてある部分ですが、こちらが令和6年度の増殖の実績を大幅に超えていないかというものを確認したのになっております。

勝山市漁協のふな、北潟漁協及び石川県漁協のえび、美浜町漁協のくろだいで100%を超えています。これは、実績よりも目標増殖量のほうが多いということになっておりますが、この理由につきましては、この表の同じく左側、令和6年度目標増殖量の達成状況、達成率というところを見ていただくと分かるように、今申し上げました魚種においては目標増殖量の放流ができなかったため100%を超えているというようなことになっております。ですが、そもそもの目標増殖量と比較すると、今回の値が100%を超えているというものではありません。

また、同じく放流実績そのものがゼロで比較できなかった魚種、一番右の列で「-」と記載になっているものです。九頭龍川中部漁協のいわな、日野川漁協のいわな、佐分利川漁協のいわな、鳥浜漁協のもろこにつきましても、目標増殖量と比較すると100%を超えているものはなく、また種苗が確保できた年の増殖実績と比較しても過大過ぎる値ではないというふうに判断しております。

続きまして、真ん中の算定根拠という2列を御覧ください。

ここには、放流量（kg）と産卵床面積（㎡）が記されています。また放流量と一口に言っても様々な放流方法があります。

昨年度、本日と同じように目標増殖量を協議した委員会の中で、委員の皆様から御指摘がありまして、種苗放流以外にはどんな増殖行為を行っているのかを一度示してほしい。また、種苗放流もどんなものを行っているのか教えてほしいとい

うような御指摘がございましたので、資料を次は1－5を御覧ください。

これが各漁協の増殖行為についてまとめたものになっております。

増殖行為（魚種）の列には、放流もしくは産卵場造成と、先ほど申しました積極的な増殖行為に該当するものを記載しています。なお、産卵場造成は、水産庁から示された指標に基づき、放流量に換算して目標増殖量の実績に計上していません。

また、稚魚放流に明確な1尾当たりの重量というものはこちらから示していませんが、各漁協のほうで稚魚放流か成魚放流かを振り分けて区分してもらった結果をこちらに書いております。そのため1尾当たりの重量で明確に分けたものではないということだけ御了承願います。

真ん中の列は、控除対象の資源管理及び増殖行為ということで、目標増殖量の実績には直接キログラムで計上することはできませんが、組合の活動として経費が十分にかかっておりますので、そこは組合の収入から控除して間接的に、いわゆる差し引くような形になりますが間接的に増殖行為として加算している部分になります。

最後に右の列、今後取り組みたいと考えている増殖行為ということで、今後なのでまだ実施している漁協はありませんが、本格的に実施するとなった場合に、目標増殖量に換算できるのか、それとも控除対象なのか、そういったものを把握しておきたいということもありまして、今回聞き取りを行いこちらに記載させていただきました。

基本的には、やはり種苗放流が大分占めているということが分かります。また放流の中でも稚魚であったりとか、成魚、大きいものを放流したいなという傾向があったり、またアジメドジョウのように汲み上げ放流を行っていたりと、漁協によって様々な特徴があるというのが見て分かるかなと思います。

次に資料は1－6、横向きの資料を御覧ください。

こちらにつきましては、令和6年度に目標増殖量が未達成であった漁協とその理由、また今後の目標増殖量への対応についてまとめてあります。

この魚種というのが、さっき見ていただいた資料1－4の表の中で達成状況という率を出していた部分がありましたが、この値が100%以下であったものを抜粋して記載しております。

まず、いわなについては、繰り返しになりますが九頭竜中部、日野川、佐分利川漁協において増殖ができませんでした。その理由として、種苗生産施設、同一つの種苗生産施設ではありませんが、そちらで疾病等が発生し、必要量が確保できなかったということです。

また、県外産も含めて様々な種苗を探していただいたということですが、時期が遅く、良質な種苗を確保できなかったというふうに聞いております。ここで言

う良質というのは、種苗として元気ということももちろんありますが、漁協によっては生態系を考慮して、県内産の種苗ですとか、同水系で飼育された種苗というのを積極的に使用して放流しているという経緯もありますので、わざわざ全く違う系統の種苗を放流する必要はないとアドバイスをさせて頂いたところです。

続きまして、北潟、石川県漁協のえびになります。目標増殖量は、16号の漁業権で5キロ、17号で北潟が5キロ、17号の石川で5キロ、合計15キロがえびの放流というふうになっておりました。従来から北潟湖在来のえびを漁獲して、その中で小型なものをより生息しやすい場所へ移植放流するというのを続けてきています。

その種苗の確保に従事されていた漁業者の方が、昨年度、令和5年度に亡くなられて、令和6年度からは後継者の方が新たに取り組んだということでした。ただ、どうしても少し不慣れということもあり分量の種苗の確保ができなかったというお話でしたが、来年度以降は確実な放流ができるよう、また計画的に実施していきたいというふうな話を聞いております。

続きまして、美浜町漁協のくろだいです。例年、種苗を購入しております富山県の栽培漁業センターのほうで余剰が少なかったということで必要量が十分に確保することができず、また、他県からの購入というのも時期的に難しかったということで、数量としてはかなり少ないですが0.5キロ分が不足ということになりました。

次に、鳥浜漁協のもろこについてです。ここにつきましても、従来から三方五湖原産のもろこから自家生産に取り組んでおりますが、今年は夏場、かなり高水温で育成が難しく、種苗を確保することができなかったと聞いております。

また一番下、勝山市漁協のふなです。増殖計画と目標増殖量を勘違いしていたという御連絡があり、不足分の15キロは来年度に改めて放流するという一報も聞いております。

資料1の最初でも説明しましたが、増殖計画は3か年ずつ作成しておりまして、直近ですと令和5年漁業権申請時に作成していただいたものになります。あくまでも増殖計画というものは、その漁協における最低基準の増殖量になります。

一方で、後ほど詳しく算定方法について説明しますが、目標増殖量は、増殖計画を基準にはしていますが、組合の経営状態や増殖実績を考慮して毎年定めており、変動するものです。今回、勝山市漁協ではふなの40キロの目標増殖量を25キロとちょっと勘違いしていたというような状況になります。そのため、今申し上げました勝山市漁協のふな以外の魚種につきましては、やむを得ない理由ということで放流ができなかった。また、その理由を解消するための対応策ということも前向きに検討していただいている状況から、翌年、令和7年度への繰越しは行わないとしたいと考えております。

一方、勝山市漁協のふなにつきましては、下の枠内に記載がありますルールに基づき、基本的には翌年の目標増殖量に加算しようと判断しています。繰越上限は、設定された目標量の2倍までとして、それ以上の未放流分については複数年かけて消化することになっております。

ただ、勝山市漁協においては、増殖計画自体はしっかり理解されているということで、人的なミスということもありますが、こちらから指導もさせていただきつつ、やむを得ない理由ではないものであり、次年度への繰越しは行いますが、過剰な放流とならないようにだけ気をつけたいなと思っております。

それでは最後に、資料1-7を御覧ください。

ここでは、今申し上げていました目標増殖量、いわゆる増殖義務の数値をどのように算定しているかというのを、本来、生データというのは、今、〇〇川（内共〇号）と表があるものですが、これを全漁協分パターン化して作ることにあります。そちらを添付しますと資料が膨大になり過ぎますので、こちらに1、2と表をつけております。この例を使って説明したいと思っております。

まず（ア）の一番上、放流用種苗が入手できる魚種についてです。

こちらについては、従来から示していますとおり、放流量、すなわち重量で示します。まず、過去5年のうち、魚種ごとの最大最小を除いた3か年の平均増殖実績を使って、またその60%を目標量、この表の中でいうと、かなり細かいですが「C」と書いてある部分になります。増殖実績の60%と括弧書きで書いてありますが、最大最小を除いた3年の、なおかつ60%を目標量として、過剰な増殖に対するストッパーの役割をここで一旦持たせております。

その目標量の放流に必要な経費、いわゆる実績の60%の部分、その量の放流に必要な経費を、同じく魚種ごとの最大最小を除いた3か年の平均放流単価を掛けて算出します。つまり、その費用というものが、3か年の平均の組合収入に対してどれぐらいの割合を占めているか、真ん中の「F」増殖費用割合という部分です。黄色く着色している部分になります。この費用の割合が50%を超えるかどうかで、さらに①と②に分けていきます。

50%に満たなければ、Cの最初に定めた目標量がそのまま目標増殖量になります。その際に、増殖計画すなわち組合ごとに定めている最低基準の値よりも低ければ増殖計画が目標増殖量になります。ただ、この場合も増殖計画の値を増殖する費用が組合の収入の50%を超えないように調整します。つまり、どんなに最大でも組合の収入の50%が増殖にかかる費用となるようにしているということです。また、その際も収入から必要な経費を差し引いた状態にしております。

また、先ほど言いました増殖計画、いわゆる増殖の最低基準ですが、漁業権の切替えの際に令和6年から令和8年の3か年分の作成をして頂いております。この値が目標増殖量の第2のストッパーの働きをしておりますので、逆に目標を高

く設定している場合にはストッパーの効果が弱まる場合が発生します。

特に今年というか昨年度にはなりますが、目標増殖量の一覧の比較にも記載がありましたのでお気づきの方はいらっしゃったかもしれませんが、漁業権の更新の際にその増殖目標を新たに設定しております。そのため、目標増殖量の値の変化も、いわゆるその基準が変わっていますので大きかった年であります。ただ、令和7年に関しては、6年と7年で大きな差はないというような形です。

増殖費用割合がそもそも50%を超えている場合、すなわち②の場合は、この増殖費用割合が50%となるように調整をします。なぜかといいますと、放流の割合や放流量は、目標量の方が実態に近いというところから、最初から50%になるように調整しています。

その後、列は右のほうにずれていきます。値の一の位が5か0となるように端数を調整して令和7年度の目標増殖量としています。令和6年度の目標増殖量未達成の組合の翌年の繰越し、今回は勝山市漁協さん該当していますが、そういった場合には最後の調整前の値に上乘せすることになります。

資料1で示した数値というのは、既に調整及び加算済みの値となっております。続きまして、(イ)放流用種苗が入手困難な魚種についてです。

あじめどじょうやはぜ、もろこが該当します。あじめどじょうの汲み上げもしくは汲み下げ放流といった滞留魚の移植放流、もろこやわかさぎの発眼卵放流は、先ほど申し上げた同様の算定方法で数量で明示します。発眼卵の場合は重量ではなく卵数となっております。

はぜについては、増養殖場の維持・保全となっておりますが、具体的には増殖場の大きかな位置や面積、作業の様子の写真を証拠書類として提出していただいております。

その行為に係る経費が、先ほどと同様に算定して50%を基準に多いか少ないかというのを見ております。もちろん箇所数や面積の増加、削減など、増殖行為の規模を場合によっては指導しますが、定量的にこの場所に何か所、何平米でというような示し方はしておりません。

また、何度も申し上げましたが、目標増殖量は主に種苗放流を基準にした重量で示しております。今、重量で全漁協分示しておりますが、例えば今年は違う方法による増殖を行いたいという相談があった場合、その増殖行為を種苗放流に換算して達成状況を確認することもできますので、種苗放流だけしか認めないということではありません。様々な増殖行為を考慮して最後に換算していきます。

希望調査をした際には、それ種苗放流以外の方法は提示がされませんでした。これからもそういう希望がありましたら、例えば種苗放流以外の方法で増殖行為に力を入れていきたいということがありましたら、その効果を確認しながら柔軟に目標増殖量も対応させていきたいと思っております。

また、目標増殖量通知の際にも、今申し上げましたような注意は併せて通知していく予定です。

以上、ちょっと長々とした説明になってしまいましたが、令和7年度の目標増殖量（案）の数値で問題がないか、また算定について御質問等ありましたらよろしくをお願いします。

以上です。

此下会長：ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、御質問よろしいでしょうか。

中川委員：一つよろしいでしょうか。ちょっと委員としての意見から逸脱しているかもしれませんが、組合の立場として一言お聞きします。

この目標増殖量、これは非常に良いですが、「増殖義務」という文言が書いてありますが、義務となると非常に重いし、何か上から、私らの立場から見ると上から押しつけられたように捉えられるようになる。だから、この「増殖義務」という文言を省くことはできませんかね。

目標増殖量というと、これ与えられた、私の漁協の場合はあゆだと8トンですが、「さあ、その目標に向かって頑張ろう」という気になりますが、増殖の義務となると何かこの文言が引っかかって、「くそ」というようにちょっと思えてならない。私も去年のとき、何でうちは8トンなんやと、非常に高いのではないかという、そういう言葉しか僕は出ません。単なる目標増殖量といたら「これに向けて頑張ろうか」という気分になりますが、この「増殖義務」という文言を省くわけにいかんかなというふうに思います。

事務局：義務という記載は、もともと漁業法に「漁業権者の責務」「増殖をしなければならない」という記載があるので、義務として記載しているだけで、その値を通知するときも「目標増殖量」と伝えています。ただ、長年皆さん、漁協の方は「目標増殖量」と伝えても、「増殖義務」「放流義務」というふうに受け取ることがすごく多いです。例えば中部漁協では、あゆの目標増殖量は8,000キロとなっていますが、種苗放流だけでも8,000キロはいつもクリアしていて、なおかつ産卵場造成もしているので、達成率としては100%を飛び越えているので、あんまりその言葉に重く感じてほしくないです。ただ、通知の際に義務を書かないようにするほうが渡された側として取りやすいのであれば、義務という言葉なるべく使わないように通知します。

中川委員：そうしてもらえると、ちょっとやる気が出る。

事務局：かといって数字が変わるわけじゃないですが…。

中川委員：それでいいですよ。

事務局：いいですよ。多分義務やと言われると、「うっ…」となるけど、目標だと言われると「頑張ろうかな」となるということですよ。

中川委員：そうそう、頑張ろうかなという。そういう単純なことですけれども、あまり義務というところちょっと反骨精神が働くので。

事務局：書き方をより優しく伝えたいと思います。

中川委員：お願いします。

此下会長：ほかに何か御質問ありますでしょうか。

田辺委員：鳥浜漁協ですけど、もろこ1万粒が目標増殖量となっていますが、実際は稚魚放流をやっているわけです。この1万粒を稚魚に直すと何匹ぐらいになるのでしょうか。

事務局：すみません。注意書きにその部分について記載していませんでした。今、何匹ということは覚えていないので、すぐに言えませんが、論文等を基にもろこも重量換算に戻した数字を書いています。発眼卵で放流するか稚魚で放流するか、私が聞いている限りはまだ今のところ、どちらにするか決まっていらっしゃらなかったもので、このような記載としましたが、稚魚のほうが良いということでしょうか。

田辺委員：というのは、今、県立大学の小浜で親魚を渡して、そこで産卵させて、ある程度大きくなるまで置いてもらって、稚魚として鳥浜漁協がもらっているような形です。親魚を渡して稚魚をもらおうと。それをしばらくうちのほうで育てて、少し大きくなってから放流するというような形を今は取っています。ただ今、県立大のほうでやってくれているから稚魚で放流できるけど…という感じです。

事務局：また発眼卵放流に戻るかもというお話でしたので、今までどおり示しています。確か今年も稚魚の実績を提出いただいて、事務局のほうでその経緯とかも全部知っていますので、換算しています。そこは気にしなくても大丈夫です。

田辺委員：ただ、稚魚をもらうのに1万粒からどのぐらい残る、稚魚として残る率までを考えると、おおよそ何匹ぐらいになるのかなと。変な言い方、50%やったら5,000匹。だから、その辺がどのぐらいの率として稚魚を放流したらいいのかなというのを。

事務局：換算式は、今持ってない？

事務局：はい。ごめんなさい。帰れば渡せるますので、また組合にメールでお知らせします。

田辺委員：はい。それでお願いします。

事務局：この式でいつも換算していますというのが。

事務局：稚魚になったらキログラムで出しているのか。

事務局：はい。去年ぐらいから鳥浜漁協の事務局の方と話して、「こういうふうにしてもいいか」って言われたときに、私のほうも論文取ってきて「こんなふうで換算するんで大丈夫です」って言って調整していたので、その換算式をまた後でお渡しします。すみません。

田辺委員：お願いします。

橋本委員：資料の1－5ですけれども、アユの人工ふ化仔魚が控除の対象ということですが、これについて理由をお伺いしたい。これは初期減耗が激しいため増殖のエビデンスが取れないためということでしょうか。仔魚の放流の初期減耗を比率計算すれば対象になるのではないのでしょうかということ御質問いただいています。

事務局：増殖行為に含まれている放流の方法は、水産庁から換算して良いと定められたものになっております。人工ふ化仔魚放流については、多分、橋本委員がおっしゃるように初期減耗も激しいということがあり、水産庁としても一律の換算式がまだ提示されてないということもありますが、十分増殖としての役割を果たしていると事務局では認識しておりますので、控除対象という形のところに入れております。

また、水産庁のほうから人工ふ化仔魚放流もこういうふうに変換できるという指標が出れば、むしろ増殖行為のほうに移行していくというような形になります。

橋本委員：了解しました。

三浦委員：ちょっと分からないので教えていただきたいのですが、汲み上げ放流と汲み下ろし放流というのはどういったものなのかということをお願いいたします。

此下会長：言葉の意味ということですか。

三浦委員：そうです。ちょっとごめんなさい、素人で分からないので。

事務局：今回該当するのが奥越漁協のあじめどじょうという魚種になります。魚が自分の力で乗り越えられない場合、上に上がれないもの、下に下がれない。その場合は、一定の場所にずっと滞留しているような状態でどこにも移動することができないので、本来生活をしたり、いわゆる産卵行動を起こすのに適している場所というのが上流だったり下流にあるので、そこを汲み上げてその重量を測って上に持ってくということになります。滞留している魚を、行き場のない魚を救う行為です。

三浦委員：動けなくなっている魚をということですか。

事務局：分かりやすいのは堰堤なんかで上がれないような場合です。砂防堰堤なんかですと魚道がなくて上がれない。あじめどじょうなんかは、その時期になりますと上流の湧き水が出ている穴の中に入って産卵するので、下流にいたあじめどじょうはその時期になると、そこまで上がらないといけない。ここに堰堤とかがありますとここで止まりますから、これを人工的に汲み上げてやることによって産卵に参加ができて再生産につながるというふうな形です。

三浦委員：なるほど。サポートしてあげるということですね。

事務局：そうです。

三浦委員：分かりました。

事務局：あゆなんかでもやっているところはやっています。遡上の時期に。

三浦委員：分かりました。

あともう一つ、ちょっと的外れだったらすみません。目標増殖量が決められていて、増殖実績があつて、資料1-4でいえば、AとBがあつて、A分のBで達成率が出されていますが、結構目標増殖量よりもかなり大幅に超えていますので、多いものであれば日野川のふなの1600%とか、かなり大きな数字になっているんですけども、増殖するというだけで達成以上に、多い分は、たくさん増殖させる分は生態系において問題はないのでしょうか。何かかなり数値的に大きいなどというのがちょっと気になっていて、足りないのはやっぱりそこは努力しないといけないと思いますが、大きく超えているというこの状態というのは大丈夫なのかというか、どういうふうを考えればいいのかというのを教えていただきたいです。

事務局：上限値ですね。正直言いますと、生態系に影響があるかないかというようなことで上限値は設けていないというのが現状です。そういう考え方がもともとこれにはないのでこういうふうになっています。

明らかに影響が出るって、なかなか判断するのが難しいと思うんです。多く放流したから生態系に影響が出ているとか、これぐらいしたら出るというのは難しく、経験値で判断していくしかないかなと思います。

今の1600%、確かにこれパーセンテージにするとすごいですが、これは義務放流量の数値が5キロで、もともとこの日野川の流域面積からすれば微々たるもので、それはやはりそれだけ、それでの収入とかそういったものが要するに少ない、需要が少ないのでこの程度でいいだろうということで示している部分があるかと思います。

これに対して80キロ放流していますが、80キロにしても、日野川の流域面積でふなを80キロ放流するぐらいと言ったら語弊がありますが、全然実際影響はないというふうには思います。

三浦委員：そういうことですね。分かりました。

すみません、もう一ついいですか。この目標値というのは、魚種の成長率とか、何かそういったものも考えられて目標値というのは設定されているのでしょうか。そうか、先ほどの計算値でということですか。

事務局：そうです。目標増殖量は、漁協の経営状態を圧迫してまでするものではないという部分と、第5種共同漁業権は河川等かなり限られた範囲で遊漁者も漁業者も採捕するというので、どうしても資源を増殖しながら採捕をしないと枯渇してしまうという部分があります。ただ、先ほど事務局長がお伝えしたように、どれぐらいが適量かというのは誰も調べていないので、特に福井県の事務局では、いわゆる経営状態を示す収支や、今までの増殖の実績を考慮して算出しています。

三浦委員：その地域によって算出されているということなので、魚の成長がどうかそういうのではなくて、その漁業経営とか……。

事務局：しかも下限値なので、多分もっと、それこそ三浦委員の言ったように、もう何十倍も何百倍も放流して初めて、狭い場所に放流して密度が高過ぎるとかの影響が出てくると思います。目標値は下限値で、多分みんなが飛び越えるだろう値ではあるので、そういう意味では生態系というよりは、どちらかというところ経営状態のほうに重点が置いているかなと思います。

三浦委員：分かりました。ありがとうございます。

事務局：放流の仕方も色々有りまして、あゆでいうと、うちの漁協は大きなあゆを釣りに来られるお客さんを対象にするとなると、当然薄めにまいて、目標増殖量は超えるけど、そんなに超えずに少なめにまいて、あゆを大きくして釣らせる。それから、数を釣りたいというお客さんを対象にするのであれば、目標増殖量よりもたくさん放流して、数を多くして1尾当たりの成長を抑えて数を釣ってもらうというような、そういう戦略というか経営方針みたいなものもあるので、それを影響と捉えるかどうかみたいなのはあります。

三浦委員：なるほど、考え方が分かりました。ありがとうございます。

事務局：あくまでも下限値で設定をしまして、維持していくためにはこれぐらい最低必要だろうという基準なので、経営も勘案して、負担にならない程度でという、両面から判断して下限値を設定しているということです。

三浦委員：ありがとうございます。

事務局：あと余談になりますが、中川委員がいらっしゃる中部漁協だと、その産卵場の面積を換算していると伝えましたが、産卵場を造って天然のあゆに卵を産んでもらって、それをまた増殖に計算するというような、それも水産庁のほうでこれぐらいの産卵場の面積だとどれぐらい卵を産んで、どれぐらいの稚魚が生まれてというので、そういう換算するような式が用意されています。それで放流も多いんですけど、産卵場の造成も並列してやっていて、それも合計したら目標をはるかに超えているみたいな、そういうような数字になっています。

三浦委員：分かりました。ありがとうございます。

天谷委員：いろんな種類の魚種がありますが、法律的に放流する魚の由来とか、どこどこ産とか、そういう縛りは全然ないんですか。

事務局：法律的にはないです。ただ、水産庁から技術的助言として「生態系に配慮した種苗を放流するように御指導願います」と言われています。別にそれも規制というわけではないんですけど、みんながそこ由来のものに気をつけるようになったのは、特に平成25年以降からでここ10年ぐらい言われてはいます。かといって由来まで実績として出せとか、そういうことは全くないです。

ただ、それに基づいて、ど例えましょうともあそこの養殖場の種苗が良いってなると、その養魚場に何かトラブルがあったら増殖が実施できないということはあったとしても、そういう経緯があればもうやうを得ないねというような扱いにし

ております。

天谷委員：さっき、いわなのところで買ってまで放流するぐらいだったという話。

事務局：漁協や漁連から相談がありまして…。絶対いわなを放流しなきゃいけないなら、もうどこでもいいから電話して種苗放流しようかという話も出ましたが、今まで由来を気にして放流してくださっている漁場なのに、全然違うところのいわなを交ぜると、もう1回交ぜたら元に戻らないものなので、そこは無理しなくてもいいんじゃないかって、ちょっと止めた経緯があるということです。

天谷委員：分かりました。

此下会長：ほかに何か御質問ありますでしょうか。

それでは、先に進んでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

此下会長：事務局から説明のあった数値を令和7年度の目標増殖量とすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

此下会長：全員賛成ということで、よろしくお願いいたします。

事務局：また今後、この数値は、通知及び県のホームページ等で公表の手続を行います。

此下会長：お願いいたします。

・資源管理の状況等の報告について

此下会長：続いて、報告事項のほうに移ります。

資源管理の状況等の報告について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：資料は、資料2という束を御覧ください。資料2、2-2、2-3まであります。

先ほど吉村副部長の挨拶にもありましたが、令和2年12月に施行されました改正漁業法によりまして、漁業権者は漁業権の内容の漁業における資源管理の状況や漁場の活用状況を年に1回、知事へ報告する義務が課せられることになりました。

また、知事は報告を受けた事項について、内水面漁場管理委員会へ必要な報告をすることとなっております。そのため、本日はその報告をさせていただきます。

令和6年度の資源管理の状況等の知事からの報告は、資料は少し飛びますが、資料2-3になります。

別紙のとおり委員会に報告しますということで、後ろに本来であれば別紙をつけるべきですが、実はこの報告様式のチェックシート、こちらを実際の報告では全漁協分のチェックシートがついています。そうすると資料の量が多過ぎて比較検討が難しいということで、チェックシートの内容というものを資料2-2の表

にまとめております。どういう回答をしたかを2-2にまとめているというよう
な形です。

では、資料2の説明のほうに戻ってください。

漁業権は、水面の総合的な利用を促進し、漁業生産力を発展させるために必要
と認めて免許されるものであり、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用する責務
があります。

そのため、漁場の適切かつ有効な活用が図られていないと判断された場合には
必要な措置を指導し、その指導に係る措置を講ずるよう勧告することとなります。
この勧告に従わない場合は、知事は漁業権を取り消さなければならないというふう
になっております。さらに、指示及び勧告を行う場合は、内水面漁場管理委員
会の意見を聴く必要もございます。

関係法令は資料2の裏に抜粋して載せております。

では、漁場の適切かつ有効な活用というのはどのように確認するかというのが、
2の確認項目 別紙チェックシートをもとに評価という部分になります。

2の(1)、(2)に記載されている内容を網羅しているのが、報告文の後ろについ
ていました別紙のチェックシートというふうになります。

まず、確認項目1、資源管理の状況ですが、漁業関係法令の遵守状況や資源の
増殖に関する取組の実施状況等を確認することで判断します。

また、(2)漁場の活用状況は、漁業権の種類によって確認する項目が少し異なり
ますが、簡単に言うと、どれくらいの人数的の方がその漁場をどれくらいの期間活
用していたかというものを、この漁業権ごとの項目に合わせて判断するというも
のになります。

資料は、先ほど見ていただきました資料2-3の2枚目のチェックシート、こ
ちらです。今、何漁協とは書いていませんが、「内共第〇号 漁業権者：〇〇漁
協」と書いてあるこちらを御覧ください。

本来ですと、これが内共第1号の漁業権者、九頭竜川中部漁協というものから
ざーっと全部作って、区画漁業権の内区第11号の鳥浜漁協の分まで作ってあるよ
うな形になります。

今申し上げた確認項目の各項目は、チェックシートの一番右側、判定の根拠の
列に記載のある書類を基に、該当するかを判断します。

毎年の資源管理の状況の報告という、今回の様式はついていませんが、さっき
協議していただいた目標増殖量を算定する際にも、皆さんから増殖の実績とかを
報告していただいております、そういった各漁協共通の報告というものと、毎
年の業務報告書、総会での報告なんかを確認してチェックをつけております。

主に確認するのは、第5種共同漁業権ですと、先ほどの目標増殖量の算定でも
確認した増殖の実績、また全ての漁業権に共通して外来魚等から漁場を守るため

に活動を行ったか。また、清掃活動や見回りの実施等、そういったものを確認しております。

また、このチェックシートの中に、取締りの記録や通報等の記録と書かれている項目につきましては、それらの記録がないということが判断基準であり、その報告がなければチェックが入るといような形です。

相談記録、特に2の(4)を見ていただくと分かりやすいですが、「漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる」、そういったところですが、そういった記録がなければ紛争は起きていないにチェックが入れますし、また漁場利用の紛争の記録があったとしても、誠実に取り組んでいると判断できればまたチェックを入れられるという形です。

次に3の「(1)操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している」という判断についても、気象の影響ですとか、調整規則、行使規則等で、魚種もしくは漁場によって漁獲可能な期間というのもすごくまちまちというものがあります。特に内水面においては、何日以上操業する、養殖するといような具体的な数値の基準は設けておりません。例えば3の(3)のような「漁場の全てを利用している」という判断も、区画漁業権であれば生けすを全て利用しているということですが、第1種共同漁業権や第5種共同漁業権では、先ほどと同じ理由で活用したいと思っても川の状況、河床の状況や水位の状況に応じて活用できないこともあるということから、総合的に判断してあくまでもその漁場で組合員や遊漁者による採捕の実態があるかが、活用しているかどうかにはチェックをさせていただいているといようなものです。

また、仮にこちらのチェックが入れられない場合でも、合理的だと判断できる理由があれば、この注4というところ、合理的理由の有無になりますが、そういう理由があればその内容を記入することで該当すると読み替えることができます。例えば養殖場とかで1年間のうち半年ほど活用していないという実例があったときに、どうしても水通しをよくしたいとか、何らかの理由があつてあえて活用しなかったということが分かればチェックが入れられるといようなこととなります。

全ての項目をチェックして、4の評価というところに該当する問題なし、指導、どちらかに丸をつけて、その評価の理由を記載することで、この報告様式が完成するといような形になります。

資料はA3判の2-2を御覧ください。

このチェックシートをまとめた報告ですが、表が2個に分かれていると思います。上が共同漁業権、下が区画漁業権をまとめたものになります。

また、共同漁業権でも1種と5種というふうにあります。1種が定着性の水産動植物の捕獲ということで、海藻ですとか貝類ということで、内水面ですとし

じみとかえむし該当します。5種は、従来の皆さんでいうなじみのあるあゆやこい、ふなといった溪流魚ですとか、そういった内水面における魚類の漁業権が5種になります。

また、下の区画漁業権については、区画事業権ということで一定の区画内での養殖漁業ということで、さらに第1種から第3種に分けられております。鳥浜漁協では2つ区画漁業権を持っており、2種と1種がありますので2、1というふうに書いてあります。

各漁協の根拠資料を基に、第5種・第1種区画漁業権におけるチェックシートを作成しました結果、全ての漁協において漁場を適切かつ有効に活用しているという判断ができました。そのため、漁業権者に対する指導というものも不要であると考えられます。

こちらが福井県知事からの意見及び報告になります。

説明は以上です。

此下会長：ありがとうございました。

何かこれについて御質問ありますでしょうか。

安達委員：質問ではないですが、例えば敦賀の場合でも資源状況の報告をしていますよね。

あの報告の中身というの一例を出しておいたほうがわかりやすいと思いました。

ちょっとこのチェックシートといきなり結びつかないような気がして。

事務局：分かりました。すみません。

安達委員：その中に、もう1段、遊漁者これだけ来ました、漁業者これだけありました、何キロ取れましたという数字も出ているしとか。

事務局：数字出したほうがいいですか、具体的に漁協名は伏せて。

安達委員：いや、数字を出さなくても、こういうことを答えてもらった上でこのチェックシートに行っていますという。仮にA漁協で数字はちょっと実際とは違いますけどこういう数字がという仮の数字入れてもいいけど、それあったほうがありがたいと思いますので、ちょっと飛躍していると思って。

事務局：分かりました。すみません。ごめんなさい。

事務局：敦賀河川のやつを使わせていただいて。

事務局：ホームページとかにも中に載せている様式、広く周知させている様式ですので、ちょっと例を取って記入例みたいな感じで、こういうふうな報告が上がってきて、そこからこのチェックシートに起こしていますというのが分かるようにします。

安達委員：そのほうが分かりやすいと思います。

事務局：分かりました。

此下会長：ありがとうございました。ほかに何か御質問ありますでしょうか。御意見でも結構です。

三浦委員：すみません、教えてください。この管理の状況報告というこのチェックシートというのを、県の担当者の方が各漁協に出向いて、そして一つ一つ確認するという形を取られているのですか。

事務局：そのとおりです。ここに例えば九頭竜中部さん1番ですと、内共1号、漁業権者：九頭竜中部漁協で、この年月日が全てのそういった報告が全部整ったときの年月日、担当者、私の名前で1枚作って、それを全漁協分作ったものがチェックシートの様式というふうになります。

三浦委員：数はここに、資料2-2に上がっているこれが全てということですか。

事務局：そうです。福井県で認可している漁業権の数のチェックシートを作るというような形になります。

三浦委員：もう一ついいですか。チェックが一つでもつかなければ指導という形になるんですか。

事務局：そうですね。具体的にまだチェックがつかなかったという漁協が今のところいないですが…。まずチェックがつかなくても、それに合理的な理由があればチェックがついたものとみなされます。合理的な理由なくチェックが空欄だと、まずは指導になります。指導を聞いて改善いただければ勧告に進んで、最終的にもう全然聞いてくれないとなったら漁業権剥奪。剥奪ってちょっと言い方あれですね。漁業権取り上げるといことでしょうかね？

事務局：取消し。

事務局：取り消される感じという流れです。

三浦委員：理由があればいいということですね。

事務局：そうです。何かしらの気象条件とか、それこそあまり起こってほしくないですけど天変地異的な地震とか様々な状況があるので、一概にチェックが入らないことが駄目ではなくて、そこに理由があるか、それが明確に御説明できるかというところがチェックの対象になります。

三浦委員：分かりました。ありがとうございます。

中川委員：ちょっと一つ教えて下さい。「こい」ってずっと全部に入っていますが、こいってどういう扱いをしているのか。うちらとしてはこいの放流はしておらんのですけど。

事務局：こいは、コイヘルペスウイルスの委員会指示の関係で放流ができないので、増殖はしてなくても問題ありません。こいに関しては例外的な魚種で、普通に釣ることはできるけど、増殖目的の放流ができないということです。

中川委員：以前はこいの放流はやっていたわけですか。

事務局：コイヘルペスウイルス病が蔓延する前は、こいの放流はしておりました。

中川委員：やっておったわけで。うちらも雑魚券の中に「こい」という文言入っておるし、そういうヘルペス問題というのもそれはちょっと聞いていましたけど、以前放流しておったのかなというのだけちょっと確認したかったので。

事務局：はい、していました。

中川委員：分かりました。ありがとうございます。

此下会長：今はほかの河川に移動もできないという縛りがあります。

ほかに何か御質問、御意見ありますでしょうか。

ありがとうございました。以上で報告事項を終わります。

・その他

此下会長：それでは、その他の事項に移ります。

御発言されたい方はいらっしゃいますか、その他のほうで。

安達委員：昨日、非常に内水面センターのほうでいい講演を聞かせてもらったんですけど、あれ聞きながら、あゆのルアーを認めたら組合にとっていいことづくめやなという感じがしました。感覚からいくと。うちの組合でも事情はまさにそのとおりで、どんどん組合員減っていくし、友釣りの人は高齢化して行って若い人は全然入らない。若い人の要望はルアーができないかという話だけってなってくると、ある程度やっていかんといけないのかなというのを組合員の中でお話ししていこうと思いますが、なかなか難しいのがある。こっちで言っても、その実態を全然説明し切れないというか。

昨日のような講演を各組合でやってくれば随分理解が進むだろうと思うけどちょっと大変だし、何かその簡易な資料みたいな、こういうものとかを動画でも配れば、各組合員に配ってもらえれば、組合の理事会とかでも説明しやすいなど。どうしても言葉だけで言うと、「ルアーはあかんやろ」とか「おとり売らんようになる」とかそういう話しか出てこんので、数字も分からないし、具体的なちょっと簡易の、昨日の発表者の了承取れば簡易版を組合員に配ってもいいかとかいうのをちょっとやってもらえたらいいなと思って。そうすると、各組合での話も少し進むのではないかなと。

具体的に敦賀の組合でも、うちは今のところルアーは禁止。「ルアーやったらおとり売れんしあかん」と言って、うちの場合はおとりを組合員に売っているのになおさらですけど、昨日の話聞く限りは、「いや、そんなことはない、友釣りの人は今までどおりちゃんとおとり買うから大丈夫だよ」という話は伝わらないよね。だからもう一つ、ルアーを解禁する場所にしても、釣れない場所を解禁したって何もならんよと。その辺はやっぱり融通を利かせないといけない。そういうものも含めてちょっと理事会で使えるような資料を、そんなに急ぐ必要はない

けど、やっぱりここ何年かのうちはどんどん進めないで組合潰れていくなと思って。

またその辺、ぜひ検討してください。仕事ばかりつくるけど。

事務局：九頭竜中部さんがメーカーさんと一緒にデモをやった。ああいうのもありかなと思います。メーカーさん協力してくれると助かる。

此下会長：昨日の資料では不足ですか。

安達委員：十分です。十分過ぎるので、あれだこっちが説明することが大変なんで、もう少しこういうポイント、ポイントというか。要は、ルアーってそんなに釣れる漁法ではないというデータとか、あとルアーやって組合員が増えたところもあるよとか、ルアーを認可したって友釣りが減るわけじゃないよとか、組合にとっていいところづくめのところをちょっと作ってもらって分かりやすいなと思って。

それを一歩進めると、中部さんみたいに、じゃ今度メーカーに来てもらってデモしてもらおうとかいうのもあるけど、いきなりデモをされても、もともとあかんと思っている人らを納得してもらえる資料を作っておかないと次に進めないと思う。

うちでもあれを基に何かいろいろ少し、一遍試しに遊漁規則変えんでも試してやってみようかというのもできるかもしれない。後戻りせん要綱をつくるとかそういうのと一緒に、1年間の試行期間を来年でもやろうかという話に進めば一歩進むかなと思って。

此下会長：昨日のちょっと補足ですけど、昨日の話の中で、券は一つの種類ですよ。だから友釣りしているのか、ルアーしているのか分からないと、データがないという話でした。あれがもうちょっと分かると、またもっと押せるかなと思いましたが。

安達委員：ただ、なかなか難しいところもあるなと思って。

事務局：券を別々にしてしまうと、ルアーやっていた人が次、友釣りに行く場合、2つの券が要るとか、そういう理由もあったと思います。

安達委員：両方持って、ルアーやりながら。

此下会長：券は分けてもいいですか。

事務局：券を分けてしまう、例えば価格を変えてしまうと、ルアーやっていた人が友釣りしたいとなったら両方購入しなければいけないからという理由もありましたが、講師の方はどちらかといったら、同価格でルアーは漁場の本当の一部分しか認めないということに不公平感があるので、漁場の半分ぐらいまではやらせてあげる方がよいのではないかと。そうすれば同価格でも、ルアーってそもそもたくさん釣れる漁法じゃないのを理解しているので、友釣りより数が釣れなくても、場所が狭くても、それで満足してもらえると話していました。ただ、そこまでいくというのは、かなりアユルアーを認める話が十分進んで自分らの漁協に十分落

とし込んでいる状態のだと思うので、始める最初からそこまでぎちぎちに考えなくても、まずは組合内でどこまで同意をもらえて、どういうふうなルールで、例えば漁期でやるのか、場所でやるのか、そういう様々なルール作りが大事だということが昨日の研修会だと思います。まずはそこに落とし込まないといけないのかなというのは思いました。私の方から資料の使用許可とか含めて、昨日の講演の方と連絡取れるので一度相談してみます。

安達委員：昨日の話では、ルアーというのも、結局友釣りの一種だという、おとりが生きているか死んでいるかというだけの話だったから、友釣りの券で、友釣りの中でルアーもできますよというような内容であれば、友釣り券共通でしておけばいい。ただ、どっちがどっちというよりも、結果的に券が売ればほんでいいかなという気がするので、組合にとって何がってなると、ルアーで何人釣った、友釣りでも何人釣ったかというのは後からで良いのかなと思う。経営全体が上がればいいので、そういうふうに一歩進みたいなのを昨日思いました。昨日よかった。

事務局：すごく盛り上がりましたね。連絡取ってみます。

安達委員：お願いします。

中川委員：すみません、今ちょっと思い出したのでいいですか。昨日の話の中で、三重県の場合だったと思うのですが、「友釣り専漁区」って書いてありました。うちらの場合は「釣り専用区」と言っていますけど、その文言に関して何か縛りがありますか。

事務局：行使規則もそうですけど、遊漁規則って県によっても書き方がかなり違って、規則例は国で示してくれていますが、結構自由度の高い規則なので、私たちは結構友釣り専用区という記載を使いますが、「漁」になっていたからって書いてある下の条件とかは全く一緒なので、どっちを使ってもいいです。私もどっちかといったらなじみない言い方やと、漁って書くんだなという程度にしかなかったです。書きたかったら書き直しても大丈夫です。

中川委員：いやいや。その縛りが、例えばうちらが専用区って縛ると、専用区は友釣りしかできんのかとか、どういう縛りがあるのかとか。

事務局：専用区というと、あゆの友釣りしか駄目で、それこそ溪流釣りは入っちゃ駄目なのとかと。ちょっと独占的な言い方に近いので、普通に友釣り区とかでいいかなって。別に専用って書かなくても。そういう意味で「漁」って使っているのかなと思いました。専用のようにしてしまうから、専用区にしてしまうと。ちょっと一般の方からの問合せで「釣り専用区で溪流釣りをしていたら注意されて出されたけど、それってどうなの」というのもあったので。

中川委員：だから、言葉の使い方というのは非常に難しい。その文言に沿ってそれについてくる。専用、専漁、何か違いがあるのかな。その縛りに対して違いがあるのかな。

安達委員：でも、あゆの友釣りって、あゆ友釣り専用区ってしておけば、やまめを釣りに来たといえればそれだけのいい話では。

中川委員：だから、単なる言葉の違いでいいのかなとか。これ何か思いがあるのかなと思って、そういう。

事務局：専用区と書いても、あゆの友釣り以外はしてはならないとなれば、絶対あゆの友釣りだけやなと思いますけど、違う書き方している組合もあるので、あゆだったら友釣りしか駄目だけど溪流はいいよとかいう場合もあるので。規則を読めば分かるって形になっていますね。

あくまでもあゆの漁法を指定している場合と、あゆしか駄目だよって言う2パターンがあるので、意外と同じ書き方しても中を見ると、ここの漁協は本当にあゆしか駄目だけど、こっちは友釣りと溪流がいいのが友釣り専用区やと言っているときもあるので。

中川委員：その釣法やな、友釣りとか、うちやったらころ釣りとか。

此下会長：結局問題になるのは、表記してあるか、していないかのこともありますよね。

書いてあるから駄目だって。書いてなかったら何してもいいだろうみたいな、そう取る人もいます。

中川委員：そうそう。うちら書いてないものは駄目やっていうような捉え方するし。

事務局：地方によっては、さぎりとかも「さぎり漁」って漁ってつけます。漁業の場合は、河川での漁業の場合は、最後に漁ってつける場合あって、ちょっと詳しく調べてないから分からないですけど、友釣りとかも、もしかすると友釣り漁とかというふうに普通に使っているところがあるのかもしれないなという気はしますけど。

中川委員：なるほど。うちの組合員さんがするのは漁や。遊漁するのは友釣りやと言っている。

事務局：私もそのイメージが強かったので、遊漁者に関しても漁ってつけると何か変な感じがしてしまうことはありますね。

中川委員：だから、あくまでもそこはうちはちょっとこだわりがあって、釣り人はあくまでも遊漁者、組合員がやるのは漁やと。だから、そこで違うぞってそういう回答はします。あんたらはあくまでも遊漁者、釣り人。

安達委員：漢字は一緒、漁という字は一緒やもんな、ややこしいなと思った。

中川委員：だから、その文言の中に何か意味があるのかなというような思いはあったけど。

事務局：あんまりなさそうですね。直接聞いてないから分かんないですけど、なさそうな気がします。

事務局：好みやと思います。

中川委員：好み？ それならそれでいいです。この文言を使うとこういう縛りができていくとか。

事務局：そういうのではないと思います。

事務局：逆にそういう何か受け取り方に双方で違いが生じそうな場合は、規則案でいた
だいたときに結構消して、直して頂いているので、またこれからもそうします。

中川委員：ありがとうございます。

此下会長：それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和7年 月 日

福井県内水面漁場管理委員会

会 長

議事録署名員

委 員

委 員